

文化庁の京都移転について

平成30年11月2日(木)
政府関係機関移転に関する有識者懇談会(第2回)



経緯と進捗状況

【基本方針】

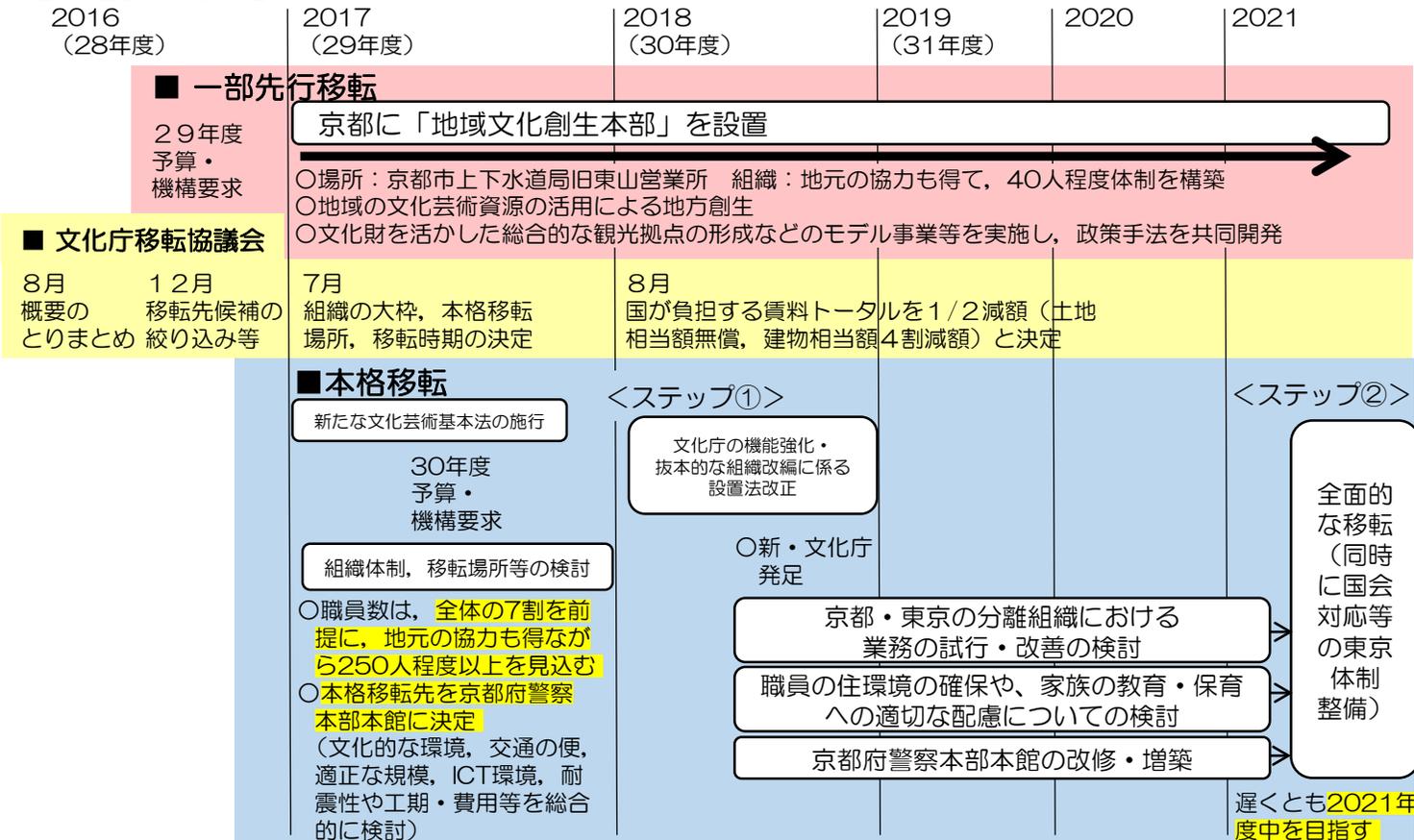
今般の取組は、京都以外の全国各道府県をはじめ、国民の理解を得ながら文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行うものであるため、計画的・段階的に進める必要。このため、

(1) 京都の官民の協力を得た文化庁の京都移転の具体的メリットを示すことにより、国民の理解を得るための先行的取組・本格移転の準備を行うため、29年度から「一部先行移転」を実施。

(2) また、29年6月に成立した文化芸術基本法を受け、30年6月、文化庁の機能強化・抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正法が成立。

業務に一時の停滞もきたさないように配慮しつつ、円滑に移転を実施。

【工程表（案）】



＜移転により目指す新・文化庁の姿＞

新・文化庁
 ～「縦割」を超えた開放的・機動的な文化政策集団～

◆機能強化と組織改革の方向性

- 時代区分を超えた組織編成、分野別の縦割型から目的に対応した組織編成とし、政策課題への柔軟かつ機動的な取組みへ対応、文化財をはじめ文化芸術資源の活用を促進
- 関係府省庁、地方公共団体、民間、大学、文化芸術団体などに広く開かれた総参画体制により、新たな領域への積極的な対応を強化

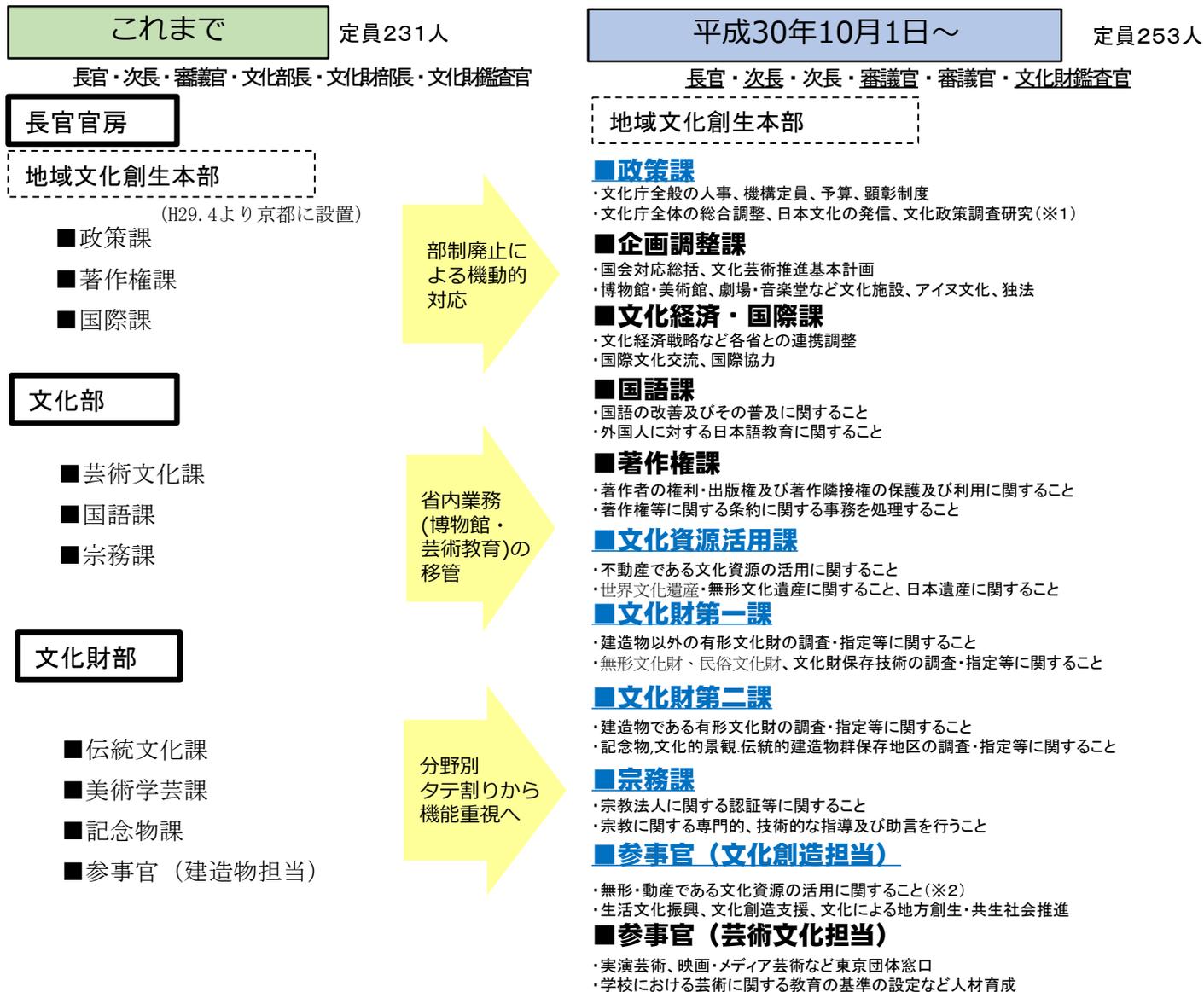
◆本格移転における組織体制の大枠

- 文化庁・本庁を京都に置く。
- 本庁に文化庁長官及び次長を置く。
- 本庁においては、国会対応、外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除くすべての業務を行う。

※文化関係独立行政法人について、広報発信・相談機能を置くことを検討

新・文化庁の組織について

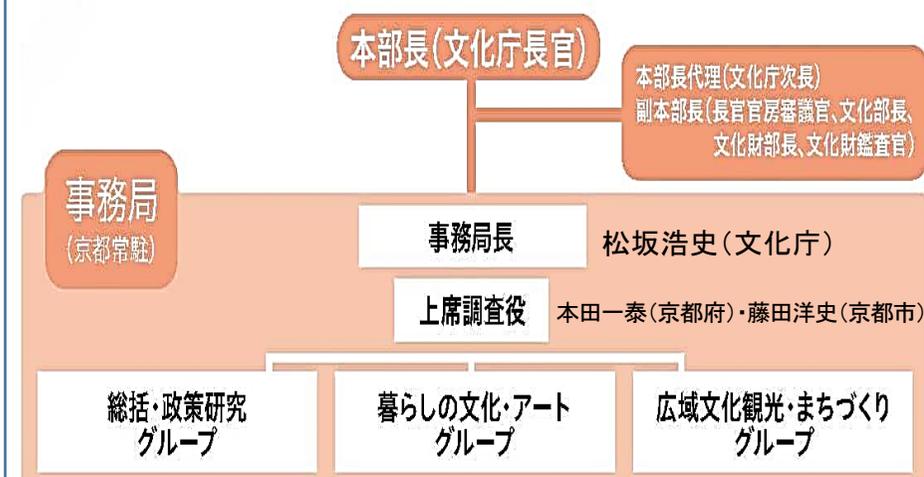
文化芸術基本法を踏まえた文部科学省設置法の改正により、2018年10月より文化庁は新しい組織となります。具体的には、京都への移転を見据え、次長を2人配置するとともに、文化庁や文化財部を廃止し、総合的な文化行政の一層の推進に向けた機能強化を図ります。



注) 下線は遅くとも2021年度中に京都に移転。参事官(文化創造担当)は当面、地域文化創生本部事務局を担う
本格移転までの間、文化調査研究(※1)は参事官(文化創造担当)で、無形・動産である文化資源の活用に関すること(※2)は文化財第一課で実施。

地域文化創生本部（先行移転）の概要

地域文化創生本部の体制



【設置時期】平成29年4月

【庁舎の場所】京都市東山区東大路通松原上る3丁目
毘沙門町43-3（京都市上下水道局旧東山営業所）

【事務局員数】42名（平成30年10月現在）

構成：文部科学省・文化庁 10（文化財・芸術文化調査官含む），
農林水産省 1，外務省 1，厚生労働省 1
地方公共団体 17（京都府，京都市，関西広域連合（滋賀県，
奈良県，和歌山県，兵庫県，堺市，神戸市），札幌市）
企業・経済団体 4（㈱淡交社，㈱JTB西日本，凸版印刷㈱，
京都商工会議所）
大学事務職員 2（京都大学，大阪大学），大学等研究者 3
事務補佐員 3

連携・調整の仕組み

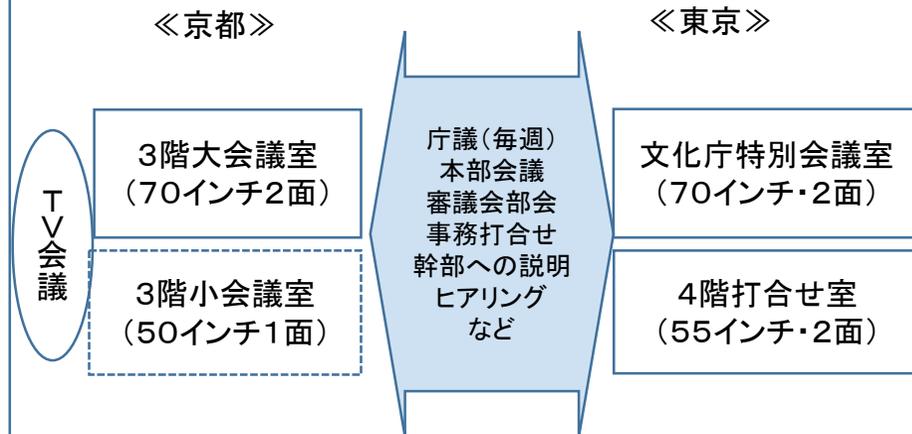
【地域文化創生本部会議（文化庁）】

- ・本部長（文化庁長官）が主宰し、1～2か月に1回、テレビ会議システムで東京-京都を結んで開催
- ・本部の業務運営に関する各課との情報共有・調整を図る

【地域文化創生連絡会議（京都・関西）】

- ・地域文化創生本部が主宰し、年数回開催
- ・京都府・京都市・京都商工会議所・関西広域連合・関西経済連合会の参加により、地元における文化芸術の振興や創生本部と地元の連携の在り方等について情報交換・議論する

遠隔会議による働き方改革



地域文化創生本部の活動

これまでの主な活動



歴史文化基本構想研修会



暮らしの文化フォーラム



全国高校生伝統文化フェスティバル



地元自治体や関係機関との意見交換会



大学等との連携による共同研究実施

このほか

- 地元関係者・団体との意見交換(大学、経済界、文化関係者・団体等)
- 本部発足記念セミナー(H29.9)、1周年記念フォーラム(「和食」をテーマに長官が対談)(H30.6)の開催
- 予算事業の運営・執行
- 文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究や諸外国における文化政策の比較調査
- 京都移転のPR活動、メディア取材対応 等々

開所後の主な成果

- 京都市など地方自治体との関係が深まることにより、これまで十分に受け止められていなかった地方自治体のニーズや文化庁施策への意見を把握している(特に地方自治体における文化行政の範囲と文化庁の文化行政の範囲における大きなギャップ等)。また、日常的に意見交換等を行うことで、新たな文化政策の企画立案等に向けた地元の視点や知見・ノウハウ等を生かした連携・協力を進める環境が生まれている。
- 産業界との関係も、従来は全国規模の経済団体との関係が中心であったが、関西経済連合会、京都や大阪の商工会議所のほか、個々の企業との意見交換を行っている。これらにより、産業界や企業の文化庁へ期待することを把握し、施策に反映させることを検討している。
- 政策調査研究では、文化の経済的価値を正しくとらえる手法の検討を進めており、今秋にはその試算を学会等で発表する。また、大学等との共同研究を行うことを通じて、新しい領域に関する知見の蓄積や諸外国の文化政策の比較調査を行っている。
- 暮らしの文化関連では、昨年6月に改正された文化芸術基本法を受け、新たに食文化を含む生活文化等を、衣食住、遊び、学び、働きなど生活の様々な観点から総合的に捉えるため、有識者へのヒアリング等を行うなど、施策の基本体制を整備している。

文化庁の先行移転に係る検証

1. 国会対応

※【①対応状況】については、平成29年度の件数

【①対応状況】

- 国会答弁：3件（メモ対応等）＜電話・PC＞ 【京都移転予定組織合計（以下同）：50件】
- 各党部会・議員連盟への出席：10件＜出張＞ 【215件】
- 議員会館レク：7件＜出張＞ 【1,497件】
- 電話レク：約20件＜電話＞
- 資料要求：約15件＜PC＞

【②今後の対応】

- 電話レクや資料要求に対しては、概ね東京における対応と同様に対応できたが、中には、迅速に対応できなかったケースも生じた。
- 「国会対応業務は、我が国の憲法の要請に基礎を置くものであり、国会運営に支障が生じることがないよう十分な留意が必要である」（『政府関係機関移転基本方針』（H28.3まち・ひと・しごと創生本部決定））ことを大前提に、緊張感を持ち、他に優先して対応していく業務であることを徹底する必要がある。
- 文部科学省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院・参議院）
 - 一 本法により機能強化を図った上で、文化庁の組織が東京と京都に二分されることが予定されているが、文化庁が分割された後においても、本法により文化庁の所管とされる学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務等を含めた全ての文化庁の所管事務が混乱することなく、円滑に執行されるよう、遅くとも平成三十三年度中とされる京都への本格移転に向け、文化庁を中心に関係行政機関が緊密な連携を図り、細部の検討にも遺漏がないよう万全の準備を行うこと。
 - 六 文化庁が京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること。

2. 他省庁等対応

【①対応状況】 ※地元地方支分部局を除く

- 他省庁会議：10件 ＜出張＞ 【142件】
- 他省庁査定・ヒアリング・協議：5件＜出張4件・TV会議1件＞ 【543件】

【②今後の対応】

- 中央省庁での唯一の全面的な移転事例かつICTを活用した働き方改革の観点からも、他省庁に対し、ICTを利用した効率的な協議・説明等が実施できるよう、さらに理解と協力を求めていく。

3. ICT活用

【①対応状況】

- 整備状況：創生本部1台（本年10月以降、2台）、文化庁・本庁2台の間を結ぶTV会議システムを整備
- 利用件数：164件（会議55件、事務打合せ90件、その他19件）
※その他の内訳：入札などの説明会、職員面談、長官の年頭挨拶など
- 利用時間：30分未満・64件、30分～2時間未満・82件、2時間以上・18件
- 利用人数（延べ）：2668人（うち職員以外328人）※職員以外の内訳：他省庁、地方公共団体、民間企業等



テレビ会議を活用した打合せの様子

【②今後の対応】

- TV会議システムについては、毎週開催される庁議や各種打合せをはじめ、日常的に使用することで、出張費や移動時間の効率化といった成果が挙がっている一方、対面と比較して微妙なニュアンスが読み取りづらいなどの課題もある。
- TV会議システム以外のICTツールとして、持ち運び可能なタブレット型のビデオ通話があるが、現状、セキュリティを確保すると、通信が不安定となる課題あり。本格移転までの間、省内のみならず、対外対応での試行などを通じ、課題抽出・改善を重ねていく必要がある。

4. 広報・発信

【①対応状況】

- 文化庁HP・SNSの活用：「地域文化創生本部」のページ開設・SNS発信47件（週1回程度）
- 創生本部発の記者発表：17件
- 新聞記事掲載数：83件（H30.2までで創生本部で確認しているもののみ）

【②今後の対応】

- 京都移転に関心のあるメディアは、主に地元メディアであり、全国的に扱われることは多くないのが現状である。
- 創生本部職員のみならず、文化庁の全職員が、様々な機会を捉えて、先行移転や文化庁移転について対外的に発信・説明を行い、マスコミ各社、文化芸術関係団体はじめさまざまな団体・関係者の移転に関する理解を深める必要がある。